

**吹田市子供の習い事費用助成事業
公募型プロポーザル募集要項**

令和7年（2025年）8月

吹田市児童部子育て政策室

I 子供の習い事費用助成事業

(1) 目的

本事業は、「第2次吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」の基本理念「すべての吹田の子供たちが夢と希望を持って、成長していける地域社会の実現」に鑑み、子供たちの多様な学び・経験の機会を確保し所得格差による学び・経験の機会の差を解消することができるよう、スポーツ、芸術、学習等の習い事に要する費用を助成するものである。

(2) 助成対象者【対象児童・生徒数：1,132人（令和7年4月時点）】

市内在住の生活保護を受けている者、児童扶養手当の支給を受けている者又は吹田市ひとり親家庭医療費助成制度の対象者のうち、小学5年生から中学3年生までの子供の保護者

(3) 参画事業者数【335か所（令和7年4月時点）】

(4) 助成額

対象の児童・生徒1人につき年額12万円（上限額）

※年度の中で新たに助成対象となった場合は月割りした額

(5) 助成の対象となる費用

助成の対象となる費用は、レッスン、授業その他参画事業者が提供する習い事サービスを受けるために参画事業者に支払うもののうち、次に掲げる経費とする。

ア 初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代等）

イ 月謝、受講料

ウ 試験料、学力テスト料等

エ 道具、教材、教具

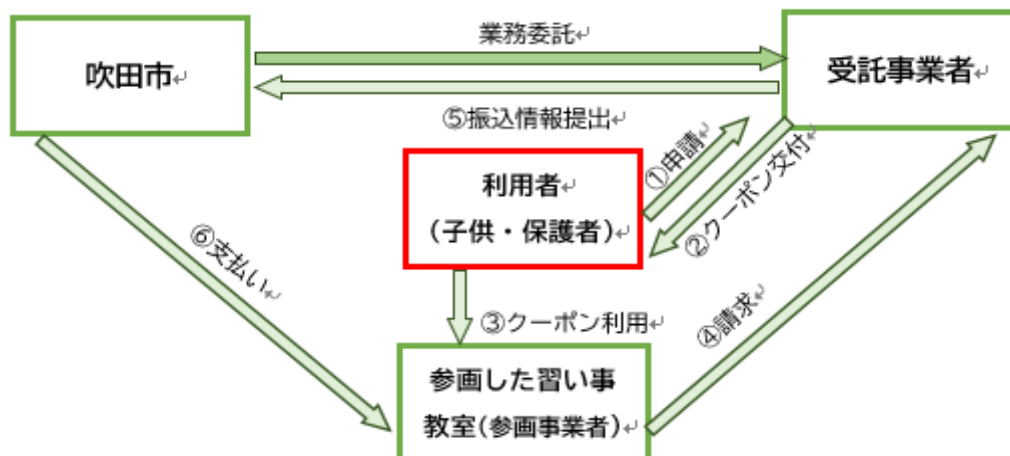
オ ユニフォーム、制服

カ その他、吹田市が必要と認めるもの

(6) 事業スキーム

利用者がクーポン（※）を利用し、利用先の参画事業者は受託事業者にその利用額を請求し、吹田市が参画事業者にクーポン相当額を支払う。

※電子クーポンを基本とするが、電子クーポンが利用できない利用者にはカード型クーポンを交付する。



2 業務委託契約の概要

(1) 業務名

吹田市子供の習い事費用助成事業運営業務

(2) 委託する業務の内容

吹田市子供の習い事費用助成事業の運営に必要な業務のうち、クーポンが利用可能な習い事教室の新規に関する営業、参画事業者の登録、電子クーポンの交付に係るシステムの構築（既存システムの活用・改修を含む）、申請に対する審査、構築したシステムによる電子クーポンの交付、本市が支払いを行うために必要な参画事業者への口座振込データ作成、参画事業者を含む習い事を運営する事業所、市民からの問合せ対応及び効果検証のためのアンケート調査の実施等、本事業実施に係る一連の業務。詳細は、別紙仕様書のとおり。

(3) 契約期間

令和7年11月1日から令和10年3月31日まで

(4) 提案限度額

134,195,556円（上限額。消費税及び地方消費税を含む）。ただし、上記履行期間中の各年度における上限額（消費税及び地方消費税を含む）は次のとおりである。

令和7年度 26,325,156円

令和8、9各年度 53,935,200円

※ 提案価格が上記各上限金額を超える場合は、失格（選定対象から除外することをいう。）とする。

(5) 委託料の支払方法

支払いの方法、時期、額を契約書により定め、受託者からの請求に基づき支払う。

(6) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

吹田市

イ 提案募集事務局

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所低層棟2階

吹田市児童部子育て政策室（窓口番号211）

電話番号 06-6105-8016

電子メールアドレス kosodatesien@city.suita.osaka.jp

3 本プロポーザルのスケジュール

内容	期日
募集要項の公表（ホームページ公開）	令和7年8月15日（金）
募集要項配布期間	令和7年8月15日（金）午前9時から 令和7年9月1日（月）午後5時まで
参加表明書、資格審査書類 提出期間	令和7年8月15日（金）午前9時30分から 令和7年9月1日（月）午後5時まで
質問書受付期間	令和7年8月15日（金）午前9時30分から 令和7年8月21日（木）午後5時30分まで
質問回答日	令和7年8月28日（木）まで
参加資格審査結果通知	令和7年9月12日（金）まで
企画提案書等の提出期間	令和7年9月16日（火）午前9時30分から 令和7年9月22日（月）午後5時まで
プロポーザル選定委員会 （プレゼンテーション及び ヒアリング）	令和7年10月6日（月）（予定）
選定結果の通知	令和7年10月10日（金）（予定）

4 本プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をいずれも満たす者（共同企業体として参加する場合にあっては、全ての構成員が次に掲げる条件をいずれも満たすその共同企業体）とする。この場合において、共同企業体の構成員となったものは、当該共同企業体以外の者としては、本プロポーザルに参加することはできない。

また、契約候補者決定までの間に、条件を満たさなくなった場合は、参加資格を失う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001又はJISQ27001）、又は日本産業規格「JIS Q15001 個人情報保護マネジメントシステム要求事項」に基づくプライバシーマークの認証を取得していること。
- (6) 法人税及び消費税に未納がないこと。
- (7) 本社若しくは本店又は支店等を吹田市内に有する事業者にあつては本市の市民税及び固定資産税に未納がないこと。

5 応募及び参加手続

(1) 公募型プロポーザル募集関係提出書類一覧

書類 区分	提出書類名	様式 番号	提出 部数	備考	
参加申込、 資格審査書類	参加表明書	様式 第1号	1部	同企業体で申し込む場合は、代表事業者を決定し、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。	同一の者から提出されたものがわかるように綴っておくこと。 (※1)の書類については、共同企業体の場合は、参加するすべての構成員分提出すること。
	法人概要書(※1)	様式 第2号			
	会社概要、資本金、所在地、業務内容、社歴、従業員数等が確認できるもの(※1)			パンフレット等も可	
	登記事項証明書(※1)			現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(写し可)	
	情報セキュリティマネジメントシステム又プライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し(※1)				
	納税証明書(※1)			提出日前3か月以内に発行された法人税・消費税(法人)の納税証明書(その3の3)	

書類 区分	提出書類名	様式 番号	提出 部数	備考	
参加申込、 資格審査書類	市税の納税状況 調査に関する同 意書 (※1)	様式 第3号	1部	本店又は支店等を 市内に有する事業 者のみ	同一の者 から提出 されたも のがわか るよう に綴って おくこと。 (※1)の書 類について は、共同企 業体の場合 は、参加す るすべての 構成員分提 出すること。
	共同企業体構成 表	様式 第4-1号		共同企業体で申し 込む場合は、代表 事業者を決定し、 提出すること	
	共同企業体委任 状	様式 第4-2号			
提案書類	企画提案書（表 紙）	様式 第5号	1部	企画提案書作成要 領を参照の上作成 すること。A4片面 印刷。	同一の者 から提出 されたも のがわか るよう に綴って おくこと。
	企画提案書			業務総括管理者に ついては必須。	
	職員配置計画表	様式 第6号		職員配置計画表と の関係を明確にす ること。様式は任 意。A4、1ページと する。	
	体制図				

書類 区分	提出書類名	様式 番号	提出 部数	備考	
提案書類	個人情報保護に関する補足資料		1部	企画提案書に記載の、個人情報保護の項目に関する提案の補足資料（例個人情報保護に関する社内規定の写しや、取得資格の証明書（プライバシーマーク使用許諾書等）の写し等）を提出、様式は任意。	同一の者から提出されたものが分かるように綴っておくこと。
	同種・類似業務実績書	様式第7号		提出は任意。	
	見積書	様式第8-1号			
	見積内訳書	様式第8-2号		詳細な内訳が分かる資料を添付すること。	
	「企画提案書」から「見積書」までの電子データ		9部	CD-R又はDVD-R形式提案書は、法人名を入れたもの、匿名表記の両方のデータを格納すること。 各書類の添付資料も含む。	同一の者から提出されたものが分かるように綴っておくこと。
	「企画提案書」から「見積書」まで			匿名表記 各書類の添付資料も含む。 企画提案書については、A4 片面印刷で15枚以内。	

書類 区分	提出書類名	様式 番号	提出 部数	備考
質問 書類	質問書	様式 第 9 号	1 部	質問がある場合のみ電子メール で提出のこと。
辞 退 書 類	提案辞退届	様式 第 10 号		辞退をする場合のみ速やかに提 出のこと。

(2) 募集要項等の配布期間

ア 配布期間

令和 7 年 8 月 15 日（金）午前 9 時から同年 9 月 1 日（月）午後 5 時まで

イ 配布方法

本市ホームページに掲載

【トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロ
ポーザル案件情報→令和 7 年度（2025 年度）プロポーザル実施案件→吹田市
子供の習い事費用助成事業公募型プロポーザルの実施について】

ウ 配布書類

- (ア) プロポーザル募集要項
- (イ) 仕様書
- (ウ) 企画提案書作成要領
- (エ) 提案項目配点表
- (オ) 関係様式

(3) 質問の受付及び回答

業務内容や提案書類作成等について質問がある場合は、様式第 9 号を用い、電
子メールで提出することとする。質問を受領後、本市から、受領確認のメールを
返信する。

ア 回答方法

提出された質問への回答は参加表明を行ったすべての事業者に対して電
子メールにより送付する。回答を受領後、事業者から受領確認のメールを返
信すること。

イ 質問受付期間

令和 7 年 8 月 15 日（金）午前 9 時 30 分から 8 月 21 日（木）午後 5 時 30 分
まで

ウ 質問回答日

令和 7 年 8 月 28 日（木）まで

エ その他の注意事項

(ア) 回答をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とする。

(イ) 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しない。

(4) 参加表明書、資格審査書類提出期間

ア 提出書類及び提出方法

本プロポーザルの参加を希望する者は、上記(1)の表中「参加申込、資格審査書類」の項に記載の書類を持参又は郵送により提出することとする。

イ 提出期間

令和7年8月15日（金）午前9時30分から9月1日（月）午後5時まで。

なお、持参する場合は、あらかじめ提案募集事務局に連絡することとし、平日午前9時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。また、郵送の場合は、令和7年9月1日（月）必着とし、記録が残る方法で送付することとする。

ウ 提出場所

提案募集事務局

(5) 参加資格の確認及び通知

参加資格審査結果は、令和7年9月12日（金）までに電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。参加資格がないと認められた者については、その理由を付して通知する。

(6) 参加表明後の辞退

参加申込者は、辞退する場合には、速やかに様式第10号を提案募集事務局に提出することとする。なお、辞退した場合においても、これを理由として本市より不利益な扱いは受けないものとする。

6 提案の方法

(1) 提出書類及び提出方法

上記5(1)の表中「提案書類」の項に記載の書類を持参又は郵送により提出することとする。

(2) 提出期間

令和7年9月16日（火）午前9時30分から9月22日（月）午後5時まで。なお、持参する場合は、あらかじめ提案募集事務局に連絡することとし、平日の午前9時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。また、郵送の場合は、令和7年9月22日（月）必着とし、記録が残る方法で送付することとする。

(3) 提出場所

提案募集事務局

(4) 企画提案書等の作成方法

提案項目配点表に記載する内容について、仕様書及び「別紙企画提案書作成要領」を参照の上作成することとする。

(5) 留意事項

- ア 提出書類の差替は認めない。（明らかな誤字・脱字などの場合を除く。）
- イ 提出書類は非公開とする。
- ウ 提出書類は返却しない。

7 提案審査の方法

(1) 提出書類審査

吹田市子供の習い事費用助成事業公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は提出された提案書類により、提案項目配点表のとおり審査を実施する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

選定委員会において、次のとおり、提案書に基づくプレゼンテーションを受け、必要なヒアリングを実施する。

ア 実施日時

令和7年10月6日（月）（予定）

※ プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、実施場所及び詳細な実施時間は後日、個別に電子メールで通知する。指定の時間に遅れた場合は、失格とする。

イ 実施方法

本市が指定する実施場所においてプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う方法によるものとする。

ウ 時間配分

各者ごとに35分（プレゼンテーション15分、ヒアリング20分）

なお、都合により変更する場合がある。

エ プレゼンテーション用資料

当日の資料配布は不要。なお、追加の資料配布は認めない。プレゼンテーション用機材のうち、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルは、提案募集事務局が用意する。パソコンは提案者が用意すること。

オ 注意事項

- (ア) 出席者は、3名までとする。
- (イ) 提案者を匿名で審査するため、事業者名称を特定できるもの（名札・バッジ等）を身につけないこと。

8 業者選定及び発表の方法

(1) 評価方法

選定委員会にて、提案者から提出された企画提案書その他の資料及びプレゼンテーションの内容を基に、提案項目配点表に基づき、企画提案書の内容について審査を行う。

(2) 採点方法等

ア 提案項目配点表の配点により、提案内容がどの程度優れているかによって委員が採点を行う。

イ 配点 100点満点。各項目の配点は、提案項目配点表のとおり。

ウ 最低基準点 各委員の評価点（提案項目配点表に基づき採点した点数の合計点）の平均点が60点に満たない場合は、最優秀提案事業者となることができない。50点に満たない採点を行った委員が1名以上いる場合にあっては同様とする。

(3) 最優秀提案事業者決定方法

プロポーザル選定委員会の各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とする。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

(4) 発表方法

ア 選定結果は、令和7年10月10日（金）（予定）に電子メールにより通知する。

イ 最優秀提案事業者として決定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本市に対して説明を求めることができる。

ウ 選定結果の通知後、次に掲げる事項をホームページ上にて公表するものとする。

(ア) 最優秀提案事業者名

(イ) 全提案事業者の順位（第3号に基づく順位付け。最優秀提案事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）

エ 契約交渉の相手方を決定し、契約を締結した後に、次に掲げる事項をホームページ上にて公表するものとする。

(ア) 最優秀提案事業者名並びにその提案金額及び評価点

(イ) 全提案事業者の名称（申込順）※応募者が2者の場合は、公表しない。

(ウ) 全提案事業者の評価点（1位と順位付けした委員数の順。最優秀提案事業者以外は記号（アルファベット）表示）

(エ) 提案項目配点表

(オ) プロポーザル選定委員会委員の役職名

- (カ) プロポーザル選定委員会の会議録の概要
- (キ) その他、委員長が必要と認める事項

9 上記8による選定後の契約不能時の対応

事故等の特別な事由により、前項により最優秀提案事業者となった者との契約が不可能となった場合においては、当該前契約先候補者を除いた他の提案者への配点をもとに、前項の方法によって新たな最優秀提案事業者を選定する。

10 提案者が1者又はない場合等の措置

- (1) 選定委員会は、提案者が1者のみの場合であっても、上記8に基づき、評価を実施するものとする。
- (2) 提案者がいない場合及び最優秀提案事業者が決定しなかった場合は、本プロポーザルを中止する。また、再募集については選定委員会にて決定する。

11 失格に関する事項

提案者に次に掲げる行為があった場合は、失格とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じる場合がある。

- (1) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

12 提案無効に関する事項

提案者に次に掲げる行為があった場合は、提案を無効とし、選定対象から除外する。

- (1) 最優秀提案事業者の決定時点において、上記4に掲げる資格のない者が提案したとき。契約締結時点において、契約候補者が上記4に掲げる資格を喪失していた場合も同様とする。
- (2) 見積金額以外の費用が発生する提案を行ったとき。
- (3) 所定の日時及び場所に提案書類を提出していないとき。
- (4) 2つ以上の提案書を提出したとき。
- (5) 正常な提案の執行を妨げる等の行為を行うおそれがある者又は行った者が提案したとき。
- (6) その他、本市が指示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

13 契約締結

- (1) 本市は、最優秀提案事業者との間で委託契約締結に関する随意交渉を行い、委託契約を締結する。ただし、当該事業者との間での随意交渉が不調となった場合は、上記9に準じ選定した事業者との間で随意交渉を行い、契約を締結する。
- (2) 本プロポーザルにおいて提案された内容を業務仕様とするが、詳細は協議調整することとする。
- (3) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とする。ただし、同規則の減額・免除に係る規定に該当する場合は、この限りでない。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、仕様書等を遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 原則、業務内容は仕様書が優先する。仕様書の記載と異なる業務提案を行う場合は、提案書にその旨を記載すること。当該業務提案に係る委託の可否については、契約前交渉において決定する。
- (3) 本プロポーザルに参加する者は、最優秀提案事業者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 本プロポーザルに参加する者のうち、本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者は、契約候補者となった場合、速やかに以下の書類を提出すること。

ア 印鑑証明書（写し可）

イ 直近の決算1年分の財務諸表（写し可）

貸借対照表及び損益計算書を提出すること。

- (5) 書類の提出については、質問の提出を除き持参又は郵送によることとする。
- (6) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約金額は、原則として見積書の金額とするが、消費税率の変更等、修正の必要が発生した場合は契約変更を実施する予定である。詳細は契約締結の際に本市と提案者として協議のうえ決定する。
- (9) 共同企業体による提案は、1者による提案とみなす。
- (10) この要項の施行に関し必要な事項は、選定委員会の委員長が定める。